

固定資産税の納税管理人の申告について

国外に居住している方が、湯沢町の不動産を取得した場合、

「納税管理人」の申告を必ず行ってください。

※不動産を取得後に、国外へ転出する方も同様に選定を行ってください。

※納税管理人は個人・法人を問わず選定できます。

※正当な理由がなく納税管理人の申告を怠った場合、湯沢町税条例により過料を科する場合があります。

※納税管理人の申告がない場合は、不動産登記に記載されている国内連絡先の方や所有物件等に税関係書類を送付することがあります。

●固定資産税について

固定資産税は、土地や建物の所有者にかかる税金です。

●納税管理人について

所有者の代理人となり、納税に関する書類の受け取りや納税を行う方です。

●申請書類

納税管理人の方を選定いただき、速やかに書類を提出してください。

申請書は、湯沢町ウェブサイトからダウンロードできます。

◇湯沢町内の者を納税管理人に選定する場合

「納税管理人（変更・異動）申告書」

◇湯沢町外の者を納税管理人に選定する場合

「納税管理人（変更・異動）承認申請書」

●提出先

湯沢町役場税務課へ郵送または直接提出してください。

住所

〒949-6192

新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地

湯沢町役場 税務課 資産税係 宛